

豊田市農業委員会議事録

令和2年2月27日、豊田市農業委員会長 横条 鈞は、令和2年2月度農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

- 議案第9号 農地法第3条の規定による許可について
- 議案第10号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- 議案第12号 事業計画変更申請承認について
- 議案第13号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について
- 議案第14号 農用地利用集積計画の決定について
- 議案第15号 農地中間管理事業の「農用地利用配分計画案」について

報告

- 耕作放棄地の農地、非農地の判断について
- 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について
- 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について
- 農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について
- 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書受理について
- 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

< 出席委員 > (17名)

1番	鈴木喜一郎	2番	岩田 弘勝	3番	倉橋由美子
4番	西山弥太郎	5番	石川 幸子	6番	為井 裕
_____		8番	杉浦 俊雄	9番	土方 和子
10番	森 敏康	11番	水野 省治	12番	梅村 貢司
13番	鈴木 成仁	14番	伊藤喜代司	15番	伊藤 政和
16番	浅見富士男	17番	瀬戸 喜朗	_____	
19番	横条 鈞				

< 欠席委員 > (2名)

7番	近藤 和人	18番	杉田 雅子
----	-------	-----	-------

< 事務局説明員 >

事務局長	岡本 武久	副主幹	尾形 洋	担当長	平田 崇
担当長	大上 良典	主 査	加藤 泰平	主 査	神谷 光平
主 事	生田 卓哉				

(開会 午後 2時00分)

会 長： ただいまより豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について、事務局より報告をお願いします。

事務局： 本日の欠席委員は、7番、近藤和人委員、18番、杉田雅子委員、以上2名です。

委員の半数以上の出席を得ておりますので、本総会が成立しておりますことをご報告いたします。

会 長： ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

10番、森 敏康委員、11番、水野省治委員、以上の2名の委員をお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第9号から第15号までの審議案件7件と報告案件6件です。

それでは、順次議題を上程させていただきます。

令和2年議案第9号「農地法第3条の規定による許可について」。

今回7件ありますが、そのうち1件、16番が私自身の案件になります。豊田市農業委員会会議規則第10条、委員は、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないという規定に基づき、16番の案件は浅見職務代理者に取り回しをお願いすることになりますので、よろしくをお願いします。

それでは、10番から15番まで、事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第9号「農地法第3条の規定による許可について」。

お手元にお配りしております別紙調査票をご覧くださいながら、審議のほどをお願いいたします。

10番高原町の件、営農に精進するためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の中根委員からは、2月17日、行政書士と現地で申請内容を確認し、内容に間違いがないことを確認しました。以前は申請地の半分に草が生えていましたが、現在は草刈りされているため、今後も耕作するよう申し入れました。申請者は耕作に意欲的であり、農機具もあり、特に問題ないと考えま

すのご意見をいただいております。

1 1 番、上丘町の件、営農に精進するためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の中野委員からは、2月18日、申請地を確認しました。農地として利用されており、問題はありません。また、譲受人に連絡し、本人は農業に意欲もあり、農機具も十分持っており、今後も耕作すると判断しました。特に問題ないと思っておりますのご意見をいただいております。

1 2 番、舞木町の件、経営規模拡大のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の磯谷委員からは、2月19日、申請者と立ち会いました。申請地は居住地の隣接地に当たり、農業にも意欲的であり、農機具もそろっており、特に問題ありませんのご意見をいただいております。

1 3 番、折平町の件、経営規模拡大のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の鈴木委員からは、2月19日、申請地において、申請者立会の下、申請内容について書類に基づき確認しました。申請者は農作業に意欲的で、農機具等も所有し、経験も長く、所有している農地もよく耕作されており、特に問題ないと考えますのご意見をいただいております。

1 4 番、長沢町の件、経営規模拡大のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の加藤委員からは、2月19日、現地において、申請者立会の下、申請内容について書類に基づき確認しました。申請者は、農業に意欲的で、経験も十分にあります。また、申請地は管理されており、農機具等も整備されているため、特に問題ないと考えますのご意見をいただいております。

1 5 番、永野町の件、営農に精進するためです。

申請地は、スクリーンのとおりです。

担当推進委員の加納委員からは、2月17日、申請地において、申請者立会の下、確認しました。申請者は農業に意欲もあり、農機具等も十分持っており、今後も耕作できると判断しました。特に問題ないと思っておりますのご意見をいただいております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の
条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第9号で上程されました7件のうち、10番から15番までの6件につ
いて、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。

事 務 局： じゃ、ここで、会長のほうは席を外していただきますので。

(横条会長退席)

事 務 局： ここで会長のほうは席を外していますので、浅見さん、よろしくお願
いいたします。

浅見委員： それでは、代わりまして、農地法第3条の規定による許可につ
いて、議案第9号へ上程されました16番について、事務局より説明をお願い
します。

事 務 局： 16番、保見町の件、経営規模拡大のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の渡邊委員からは、2月20日、申請者に申請内容について聞
き取りしました。また、農機具等についても確認をしました。申請地は、申請
者の自宅と隣接しており、耕作上、特に問題ありませんとご意見をいただい

おります。

農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

浅見委員： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びに意見を伺います。

質問等ございますでしょうか。

(会場声なし)

浅見委員： 特にご意見もないようですので、採決を行います。

議案第9号で上程されました7件のうち1件、16番について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

浅見委員： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第9号は承認決定をされました。

(横条会長着席)

会 長： 令和2年議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局： 令和2年議案第10号「農地法第4条の規定による許可申請承認について」。
一般基準については、別紙2ページをご覧ください。立地基準についてのみ述べさせていただきます。

3番、配津町の件、自己用住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、4番、配津町の件、農家住宅です。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

西山委員： 配津町の2件の件ですけれども、一緒に説明させていただきます。

ともに2月22日に現地確認をして、申請者に電話にて内容の確認をし、申請者が転用されても周辺農地の営農に与える影響は軽微であると考えするという担当推進委員の意見を基に、申請書の内容を基に総合的に判断した結果、許可相当であると考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、5番、上小田町の件、植林です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

伊藤（政）委員： 推進委員の意見で、隣接する農地はなく、特に問題ないということで、私ども推進委員の意見を基に判断した結果、許可相当と考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

議案第10号については、以上です。

会長： ありがとうございました。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第10号で上程されました3件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第10号は適当である旨、承認されました。

続きまして、令和2年議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年第11号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」。

一般基準については、別紙3ページをご覧ください。立地基準についてのみ述べさせていただきます。

13番、司町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、上拳母駅からおおむね500メートル以内です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、14番、前田町の件、駐車場・資材置場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、15番、元宮町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

鈴木委員： 申請番号13番、司町、分家住宅の件ですが、申請書の内容及び担当推進委

員の意見を基に判断した結果、許可相当と考えます。

続きまして、14番、前田町の駐車場兼資材置場ですが、これも申請書の内容及び担当推進委員の意見を基に判断した結果、許可相当と考えます。

15番、元宮町、駐車場の件であります。これも申請内容及び担当推進委員の意見を基に判断した結果、許可相当と考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、16番、永覚町の件、駐車場です。第2種農地です。判断基準は、永覚駅からおおむね1キロメートル以内かつ同施設を中心に申請地等の距離を半径とした円内の宅地の割合が40%を超える区域です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、17番、豊栄町の件、分家住宅です。第2種農地です。判断基準は、末野原駅からおおむね500メートル以内です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、18番、豊栄町の件、造成協力地、一時転用です。第2種農地です。判断基準は、末野原駅からおおむね500メートル以内です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

石川委員： 申請番号16番、担当推進委員の意見として、令和1年9月、申請者立会いの下、除外申請、令和2年2月17日、申請地に問題ないことを確認後、会社を訪問し、面談。計画に変更なく進めることを確認しました。ほかの農地への影響もなく、問題ありません。農業委員の意見として、申請内容及び担当推進委員の意見を基に総合的に判断した結果、許可相当と考えます。

申請番号17と18ですけど、同じ申請者なので、分家住宅と一時転用です。推進委員の意見として、2月24日、申請者と現地にて立ち会い、申請内容等を確認しましたところ、問題もなく、特に問題ありませんとのこと。農業委員の意見として、申請内容を総合的に判断した結果、許可相当と考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、19番、高岡町の件、太陽光発電施設です。第3種農地です。判断基準は、高岡支所からおおむね300メートル以内です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、20番、高岡本町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管の2種類が埋設されている幅員4メートル以上道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

杉浦委員： 19番、太陽光発電施設の件です。

担当推進委員より、申請地が転用されても特に問題ありませんという意見をいただいておりますけれども、その後、なお、申請地は既に着工済みであったことを申し添えますというふうに書かれておりまして、その内容を申請内容を含めて確認させていただきました。

内容的には、着工済みであることへの始末書は添付されておりますが、土地改良側の意見として、行政の厳重な指導をお願いしますということが書いてありました。そのことに対して、事務局側のほうに意見を求めまして、答えがほかに違反がないこと、行政としての指導はしているとの回答があったため、許可相当であると考えております。

20番、分家住宅の件です。

こちらの担当推進委員のほうからは、周辺農地への影響もない、許可相当であるというような返答がございましたので、それを確認しました。総合的に判断し、許可相当であると考えております。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、21番、駒場町の件、自己用住宅です。第3種農地です。判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

土方委員： 申請番号 21、担当推進委員の意見。

2月16日、申請地において、申請者立会いの下、申請内容を確認しました。

上記チェック内容に適合しており、問題ないと考えます。

農業委員の意見。

申請書の内容及び担当推進委員の意見を基に、総合的に判断した結果、許可相当であると考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、22番、井上町の件、駐車場・資材置場です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管の2種類が埋設されている幅員4メートル以上道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設がある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、23番、舞木町の件、農家住宅、離れです。第1種農地です。判断基準は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、御船町の件、分家住宅です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管の2種類が埋設されている幅員4メートル以上道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

森委員： 22番の井上町の駐車場・資材置場ですけれども、推進委員から、特に問題はない、許可相当であると考えますとの意見をもらっております。それを基に総合的に判断し、許可相当と考えます。

23番の舞木町の農家住宅の件です。

2月19日に申請者と立ち会い、申請書に基づき内容の確認、申請地は居住地に接し、建物の増築であります。既に農用地除外済み案件であり、農地の区分も第1種農地に該当するが支障はありませんとの意見も伺っております。それを基に総合的に判断し、許可相当と考えます。

24番の分家住宅ですけれども、2月21日に申請者に面談して確認し、転用内容、周辺農地の影響等を確認してきまして、特に問題ないと、許可相当であるとの意見を伺っております。それを基に総合的に判断し、許可相当と考えます。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、25番、東広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

続きまして、26番、東広瀬町の件、自己用住宅です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

水野委員： この2件とも18号申請の個人用の住宅の建設です。

25番のほうは、91平米と書いてありますが、292のこの誤差が、山林が入っていますのでということです。

推進委員の意見ですが、両件とも問題はないというふうに意見をいただいております。許可相当と考えます。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、27番、深見町の件、店舗です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農

地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

梅村委員： 深見町の件です。

この国道の沿道の農地として今あれなんです、上下とも、もうそこは全部宅地化されている。残った地目としての田んぼの転用であります。現況で問題がないということ、これを推進委員のほうから意見を聞いていまして、それを総合的に判断した結果、許可相当であると思われま。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、28番、岩倉町の件、駐車場です。第3種農地です。判断基準は、水管、下水管の2種類が埋設されている幅員4メートル以上道路の沿道区域で、おおむね500メートル以内に2以上の教育施設、その他の公共施設がある農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

伊藤（喜）委員： 申請番号28番、岩倉町の駐車場の件ですが、申請内容と、それから地区担当委員の意見を基に判断した結果、本件は許可相当だというふうに考えております。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

続きまして、29番、花沢町の件、ゲートボール場です。第2種農地です。判断基準は、中山間の生産性の低い小規模農地等、他のいずれの農地区分にも該当しない農地です。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

浅見委員： 推進委員の意見。

2月17日に現地を確認しました。譲渡人、申請内容について確認をいたしました。申請内容に間違いがなく、特に問題はないかなと思われまますという意見をいただいております。

担当農業委員の意見。

2月19日、現地確認。40年ぐらい前から自治区のゲートボール場として使用されていたもので、転用については行われていなく、今回、始末書添付の上、申請となりました。特に問題はなしと思います。

以上です。

事務局： ありがとうございます。

議案第11号については、以上です。

会長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

伊藤（喜）委員： 受付番号19番の高岡町の杉浦委員さんのお話の中で、土地改良区からの要望が出たという話と、それから、事務局からのそこに対するご回答というか、あったという話ですが、そもそも土地改良区からこういう案件で苦情が出るというのは、頻繁にあるのでしょうか、ということと、なぜそんなに早く着工しなきゃいけなかったのかとか、その辺がよく分からないのですが。

会長： では、最初、事務局で、その後、杉浦さんへ聞こうかな。

事務局： まず、頻繁にあるかというケースなんですけれども、本年度は、私はまだ1件も見えていないですけど、数年、記載のようなことはなかったです。

今回の案件なんですけれども、改良区は、こちら、書かれたのは、12月案件で出てきました上丘町の法面太陽光の案件があったんですけども、こちらはある会社で5条の転用申請が出てきたんですが、今回、その会社の社長が個人的に太陽光をやってしまったという案件で、人格は別なんですけれども、同じ関係者ということで、改良区が立て続けに是正案件の検証を告げられたので、今回厳しく行政指導をしてほしいというふうに書かれたということです。

代理人を通して申請を確認したんですけども、ここの2件で、ほかに違反状態のところはないという話でしたので、その2件については、既に1件は1

2月案件で許可済み、もう一件が今回で是正案件として出ているので、適正な状態に向かって動いているというところで、こちらとしては把握しております。

会 長： 伊藤さん、杉浦さんの見解も聞いて。

伊藤（喜）委員： いいです。それで結構です。

会 長： これでいいですか。

伊藤（喜）委員： はい。杉浦さんの話を基に。

会 長： じゃ、そういうことで。

あと、ほかにご意見はどうでしょうか。

（会場声なし）

会 長： それでは、他にご意見もないようですので、採決いたします。

議案第11号で上程されました17件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第11号は適当である旨、承認されました。

令和2年議案第12号「事業計画変更申請承認について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第12号「事業計画変更申請承認について」。

2番、上丘町の件。

本件、令和2年1月28日付5条許可を得ました。

今回、当初の譲渡人、地主が所有地を整備するため、当該地を売却することになり、土地所有者が変更になるということで、事業承継という形になります。

軽微変更該当しないため、今般、事業計画変更書の申請をするものです。

場所についてはスクリーンのとおりです。

土地利用計画図はこちらです。

お願いします。

杉浦委員： 先ほど質問があった件になりますけれども、土地所有者の変更ということで、担当推進委員より申請のほうを確認してもらいました。特に問題ないという意見をいただいておりますので、総合的に判断し、許可相当であると考えます。

事務局： ありがとうございます。

議案第12号については、以上です。

会長： ありがとうございました。

事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第12号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会長： ありがとうございました。挙手多数と認めます。

よって、議案第12号は適当である旨、承認されました。

令和2年議案第13号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第13号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」。

2番、吉原町の件、主たる従事者の故障のためです。

申請地はスクリーンのとおりです。

担当推進委員の山内委員からは、申請者本人に確認、申請内容に間違いはありません。申請者は、平成16年より通院していたが、自身で耕作はできていた。しかし、昨年秋、症状が悪化し、自身で安全に農作業ができない状況。世帯単位での営農はできないと思いますとご意見を頂戴しております。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満た

していることを確認しております。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特にご意見等がないようですので、採決をいたします。

議案第13号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第13号は承認決定されました。

令和2年議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」。

事務局より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第14号「農用地利用集積計画の決定について」。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画を定めることについて、別紙のとおり決定する。

今回ご審議いただくのは、利用計画のうち、農地中間管理機構への集約のため、令和2年4月1日から貸借が開始されるものです。

これは、所有者が中間管理機構で貸し、それを中間管理機構が耕作者にまた貸すという中間管理事業でございます。

別の資料の4ページをご覧ください、議案第14号の資料が一覧で載っておったと思いますが、今回は14筆、面積にしまして1万9,053平方メートルの事業計画をするものであります。

以上です。

会 長： ありがとうございます。
ここで、委員の皆さんのご意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第14号で上程されました14件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第14号は承認決定されました。
令和2年議案第15号「農地中間管理事業の『農用地利用配分計画案』について」、農政課より説明をお願いします。

事務局： 令和2年議案第15号「農地中間管理事業の『農用地利用配分計画案』について」。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、下記計画について農業委員会の意見を求めます。

別紙資料の5ページをご覧ください。

議案第15号の資料と計画案です。

先ほど審議していただきました議案第14号で見ていただいた資料で、農用地利用集積計画が一覧で載っておりますが、その貸出し、耕作をしていただく方の内訳となります。貸借の期間、面積は、いずれも議案第14号の資料と同じでございます。耕作者は、下記の3者の方になっております。

この農用地利用集積計画案を農地中間管理機構に提出すると、機構はそれを基に農用地利用計画を定めて、愛知県に提出、それで、県がそれを認可、報告といった手順になります。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。
いかがでしょうか。

(会場声なし)

会 長： 特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第15号で上程されました14件について、賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

会 長： ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第15号は承認決定されました。

報告案件に移ります。

報告案件について、事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局： 議案13ページ及び別紙資料の6ページ、7ページをご覧ください。

報告、耕作放棄地の農地、非農地の判断について。

別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案14ページをご覧ください。

報告、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について。

1番、田代町の案件から、5番、宮口町の案件までの5件について、近々納税猶予期間が20年を経過する農地として、税務署からの紹介により事務局において現地を確認し、その利用状況を既に報告いたしました。

議案15ページをご覧ください。

報告、農地法第18条第6講の規定による通知書受理について。

14番、前林町の案件から、議案24ページをご覧ください、50番、前田町までの37件について、いずれも賃借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

議案 25 ページをご覧ください。

報告、農地法第 4 条第 1 項ただし書きにおける適用除外の確認について。

1 番、広幡町の案件について、適用除外案件として、既に事務局で受理していることを報告いたします。

議案 26 ページをご覧ください。

報告、農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書受理について。

3 番、御立町の共同住宅の案件から、5 番、広川町の共同住宅までの案件の 3 件について、市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

議案 27 ページをご覧ください。

報告、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出書受理について。

3 番、大島町の分譲宅地の案件から、議案 33 ページをご覧ください、27 番、大島町の分譲宅地までの全 25 件について、市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

会 長： ありがとうございます。

報告はこれで以上ですね。

これで、本日の全議案の審議を終了いたしました。

長時間にわたり、慎重審議ありがとうございました。

(閉会 午後 2 時 37 分)

議事録署名者

印

印